

○日本放送協会

・事業所との受信契約の取次ぎ・収納等に係る業務委託契約について（日本放送協会会長宛て）

（平成21年度決算検査報告掲記：36条 意見表示事項）

日本放送協会は、本院指摘の趣旨に沿い、業界団体と緊密な連携を図るため、ホテル・旅館業の業界団体である旅館生活衛生同業組合等に対して更なる参加率向上に向けて積極的に取り組むよう要請する処置を講じていた。

そして、参加率や契約取次率について一定の評価をするなどの契約内容の見直しについては、現行の契約期間が平成23年度までであることから、24年度以降の契約内容を見直すことなどについて検討を進めている。